

よこと館だより

特報版 4 号



Est.1912

発行：至誠学舎立川 編集：法人事務局

紀要第 2 号（2019 年度）原稿募集のお知らせ

至誠実践福祉総合研究所の事業として昨年度末（2018.3）に「紀要」創刊号を発行しました。これは法人としての福祉実践活動の評価と、社会への成果公表の意味を持つものです。同時に法人を構成するスタッフ（職員等）が常に学びの姿勢を持って実践に取り組むことを支援する事業でもあります。

ここに第二号の「紀要」に掲載する原稿を広く募集します。論文以外にも、書評やエッセイなども募集します。日々の活動の出来事や感じたことなど、気軽にお書きいただき、投稿ください。執筆要綱を参照の上たくさんの応募をお待ちします。

理事長・法人研究所長 **橋本正明**

1. 原稿の種類

- ◆ **論壇**：社会福祉の活動、政策、動向などについての提案・提言政策等
- ◆ **論文**：問題提起と実験、調査、事例などに基づく研究成果、理論的考察と明確な結論をそなえた研究
- ◆ **研究ノート**：現場活動から示唆される課題の認識・分析、執筆者の研究的態度を背景として思索を深めた文章（ノート）等
- ◆ **実践研究報告**：日々の実践で試みたケアや活動などの方法とその結果を整理し、意味づけたもの（ケアの成果、事例研究、ケア方法の検討、地域のネットワークづくりの取り組みなど）
- ◆ **書評**：書物について、その内容を紹介・批評したもの
- ◆ **翻訳**：外国語論文等を日本語訳したもの
- ◆ **法人福祉セミナー報告**：法人福祉セミナー発表のまとめ、コメント等
- ◆ **エッセイ・ミニエッセイ（つぶやき）**：日常活動や出来事などで感じたこと、読書などから得た知識・感想など

2. 提出方法

施設長の承認を得て各事業本部付属のブランチ研究所に提出、ブランチより法人研究所に提出されます

3. 提出期限 2019 年 12 月 16 日（月）発行予定 2020 年 3 月 31 日

4. 掲載の決定 研究所運営委員会で掲載の判断をいたします。

5. その他 ご不明な点などありましたら、法人事務局までご連絡ください。

至誠実践福祉総合研究所 紀要執筆

この要綱は、研究所紀要が統一された体裁で、適正に編集・発行されることを目的として、原稿作成方法を明示し、投稿原稿執筆の要領を明らかにするものである。

1. 紀要の名称

『至誠学舎立川実践福祉研究所紀要』とする。

2. 原稿の種類

- 1) 本誌に掲載する原稿の種類は、次の号に掲げるものとする。
①論壇 ②論文 ③研究ノート ④実践研究報告 ⑤書評 ⑥翻訳 ⑦法人福祉セミナー報告
⑧エッセイ・ミニエッセイ ⑨その他、研究所運営委員会が掲載を認めたもの。
- 2) 論壇は、社会福祉の活動、政策、動向などについての提案・提言等。
- 3) 論文は、原則として問題提起と実験、調査、事例などに基づく研究成果、理論的考察と明確な結論をそなえた研究。
- 4) 研究ノートは、論文に該当するような完成度の高い内容ではないが、現場活動から示唆される課題の認識・分析、執筆者の研究的態度を背景として思索を深めた文章（ノート）等。
- 5) 実践研究報告は、日々の実践で試みたケアや活動などの方法とその結果を整理し、評価、意味づけたもの。内容としては、ケアの成果、事例研究、ケア方法の検討、地域のネットワークづくりの取り組みなど。
- 6) 書評は、書物について、その内容を紹介・批評したもの。
- 7) 翻訳は、外国語論文等を日本語訳したもの。
- 8) 法人福祉セミナー報告は、法人福祉セミナーでの発表内容と助言者のコメント、講師の講演内容等のまとめ。
- 9) エッセイ・ミニエッセイは、日常活動や出来事などで感じたこと、読書などから得た知識などをまとめたもの。ミニエッセイは紀要での表記を「つぶやき」とする。

3. 投稿資格

執筆者が法人役職員、研究所員とする。外部の者と共同研究の場合、筆頭執筆者は法人役職員、研究所員とし、かつ、至誠実践福祉総合研究所編集委員会の承認を受けることとする。なお、外部に発表した論文等を追記・改編して掲載する場合は、掲載誌を明らかにする。

4. 原稿の形式および制限枚数、文体

原稿の形式はすべてA4横書きとする。制限文字数は、原則、論文は図表を含めて4,000字以上20,000字以下（Word明朝体10.5ポイント、40字×40字）、論壇は8,000字以内、書評は3,200字程度、エッセイは1,600字以内、ミニエッセイは800字程度とし上記以外の文章は20,000字以内とする。文体は「である調」とする。

5. 章立て

原則として次の通りとする。

- 1) 章にあたるもの I. II. III. (ローマ数字)
- 2) 節にあたるもの 1. 2. 3. (算用数字)
- 3) 項にあたるもの 1) 2) 3) (片カッコ、算用数字、半角)
- 4) 目にあたるもの (1) (2) (3) (両カッコ、算用数字、半角)
- 5) 以下、① ② ③ → a b c → アイウ
- 6) 章立てを特に必要としない論壇などは、算用数字から開始し、エッセイ・ミニエッセイは章立てを必要としない。
- 7) 論文には抄録をつけること。

6. 引用文献・参考文献の記載について

引用文献・参考文献の記載は、原則として次の通りとする。

- 1) 単著、共著の場合
著者名（出版年）『書名（タイトル—サブタイトル）』出版社名。
- 2) 雑誌論文の場合
論文著者名（出版年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』巻（号）、
論文初頁-終頁。
- 3) 翻訳書の場合
原典の書誌情報。（＝翻訳の出版年、訳者名『訳書のタイトル』出版社名。）
- 4) 調査報告書の場合
研究代表者名（刊行年）『タイトル』〇〇年度・・・報告書、研究機関名。
- 5) 政府刊行物等の場合
編集機関名（出版年）『タイトル』発行元。

7. 原稿の提出方法

原稿は各施設の施設長の承認を経て、各事業本部のランチ研究所へ提出すること。各ランチ研究所において、倫理的チェック（倫理規定・ガイドライン）などの内容確認を行った後、法人研究所に提出のこと。

8. 著作権の帰属

本紀要に掲載された論文の著作権は至誠実践福祉総合研究所に帰属する。ただし、著者が著者自身の研究・実践活動に使用する場合は、許可なく使用することができるものとする。

2019年5月13日決定（法人研究所運営委員会）